



年金Q&A Vol.15

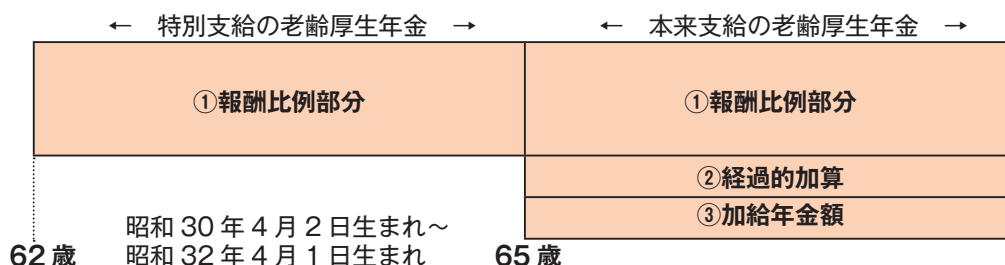
Q

私は、昭和31年10月15日生まれの地方公務員ですが、今後受けられる老齢厚生年金額はどのように計算されるのでしょうか。

A

被保険者期間が1年以上あれば、65歳から次の①から③までのとおり計算して合計した額を老齢厚生年金として受給することができます。

ただし、65歳未満であっても、あなたに1年以上の被保険者期間があれば、本誌126号(2016年7月号)にある支給開始年齢の特例に該当するので、特別支給の老齢厚生年金を62歳から次の①のとおり計算した額を受給することができます。



①報酬比例部分

次の算式のとおり、お勤めの期間の報酬と加入月数に基づき計算される部分です。

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1,000 \times \text{被保険者期間月数(平成15年4月以後)}$$

+

$$\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1,000 \times \text{被保険者期間月数(平成15年3月以前)}$$

※平成15年4月以後の期間の報酬および賞与の平均を平均標準報酬額、平成15年3月以前の報酬の平均を平均標準報酬月額といいます。

②経過的加算

被保険者期間のうち、国民年金の老齢基礎年金の算定の基礎とならない期間(20歳前および60歳以後の期間等)にかかる加算です。

$$(1,626 \text{ 円} \times \text{被保険者期間月数}) - (780,100 \text{ 円} \times \text{被保険者期間のうち老齢基礎年金の算定の基礎となった月数} / 480 \text{ 月})$$

※経過的加算の計算における被保険者期間月数は、480月が上限です。

③加給年金額

被保険者期間が20年以上あり、加算の対象となる配偶者または子がいる場合に加算される額です。

390,100円(配偶者の場合)

224,500円(子2人目まで1人につき)

74,800円(子3人目から1人につき)

※平成27年9月までの公務員期間に応じて、経過的職域加算額が別途支給されます。

また、平成27年10月以降の公務員期間に応じた「年金払い退職給付」が原則65歳から(退職後)、支給されます。

◎「地共済年金情報Webサイト」では、インターネット上で公務員期間の老齢厚生年金の見込額等を確認することができますので、ぜひご利用ください。

地共済年金情報Webサイト <https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

(執筆/地方職員共済組合)